

第 8 回 中央区自治協議会 会議録

開催日時	平成 27 年 11 月 27 日（金曜）午後 3 時 00 分から午後 4 時 25 分まで
会 場	市役所本館 6 階 講堂
出席者	<p>委員</p> <p>藤田委員, 清水委員, 田村(幸)委員, 外内委員, 浅野委員, 高橋委員, 加藤委員, 中村委員, 渡部委員, 本間(之)委員, 青木委員, 廣瀬委員, 川崎委員, 伊藤委員, 竹田委員, 志賀委員, 大堀委員, 関谷委員, 三條委員, 菊地委員, 佐藤委員, 水品委員, 豊嶋委員, 星野委員, 津吉委員, 津田委員, 長谷川委員, 本間(伸)委員, 相田委員, 李委員, 小島委員, 岩田委員, 田村(勝)委員, 肥田野委員, 大坂委員</p> <p>出席 35 名 欠席 3 名(杉原委員, 井上委員, 渡辺委員)</p> <p>事務局</p> <p>[新 潟 県] 地域整備部治水課長, 地域整備部治水課長代理 [新潟市役所] 2016 年サミット推進課長 [中央区役所] 区長, 副区長, 健康福祉課長, 建設課長, 東出張所長, 南出張所長, 中央公民館長, 地域課長, 区民生活課長補佐, 保護課長補佐, 地域課長補佐</p>
議 事	<p>1 開会</p> <p>○会議の成立について 委員 38 名中 35 名出席のため, 規定により会議は成立</p> <p>2 議事（議長＝豊嶋会長）</p> <p>（1）特色ある区づくり予算に係る事業について （資料 議 1）</p> <p>（議 長）</p> <p>それでは本日配付しました次第をご覧ください。議事が 1 点, 報告が 5 点でございます。それでは次第にそって会議を進めてまいりたいと思いますので, ご協力をよろしくお願いいたします。</p> <p>議事「(1) 特色ある区づくり予算に係る事業について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。</p> <p>（事務局）</p> <p>総務課でございます。それでは私から 28 年度の特色ある区づくり事業案について説明させていただきます。</p> <p>資料議 1 をご覧ください。平成 28 年度の特色ある区づくり事業（案）の担当課名, 事業名, 事業概要, 事業費を一覧にまとめた資料でございます。個々の事業概要については, 9 月の自治協議会での説明と変更ありません。それでは中央区区ビジョンまちづくり計画の体系に従い説明させていただきます。</p> <p>1 ページ目, 新潟市の中心部に位置している中央区が, 魅力的で活力あふれる</p>

拠点のまちの実現を目指していくための事業 3 件, 1 番から 3 番でございます。その裏面, 安心してすこやかに暮らせるまちとして, 災害に備えた地域の体制づくりを支援することや, 高齢化が進む中で支え合いの仕組みづくりを作るとともに, 子育ての中の親を支援していくための事業 4 件でございます。4 番から 7 番でございます。次のページ, 海岸林や鳥屋野潟をテーマにした水と緑が調和したやすらぎのあるまちづくりの取組み, 8 番 9 番の 2 件でございます。また同ページですが, みなとまち新潟の歴史や文化, 発酵食産業の活性化を図る未来につなぐ歴史・文化のまち事業が 2 件でございます。以上 11 件ということになります。また, 10 月 5 日から 30 日までの間, この事業に関し市民意見を募集したところ, 10 件の意見を頂きました。ただ, 事業に関する部分ではなく, 頂いた意見のそのほとんどが, 新規事業の取組みについてのご提案でしたので, 今後の事業の参考にさせていただくということで, 本協議会の前に提案者に回答させていただいたものでございます。28 年度の特徴ある区づくり事業(案)については, 本日の説明させていただいた事業案, 予算案を区の素案とし, 今後進めてまいります。なお, 9 月の自治協議会の際に要望のありました中央区以外の事業概要, 各区のものでございますが, 今日と同じように, 各区自治協議会で, 今月中にまとまりますので, 12 月の自治協議会までに配付させていただきたいと思っております。以上, 説明をさせていただきます。よろしくお願いたします。

(議 長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして, 何かご意見ご質問等ありますでしょうか。いかがでしょうか。よろしいでしょうか。はい, では次に進めさせていただきます。

3 報告

(1) 第 2 回 鳥屋野潟環境対策検討委員会の報告について (資料 報 1)

(議 長)

次に報告「(1) 第 2 回 鳥屋野潟環境対策検討委員会の報告について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

私は, 新潟県新潟地域振興局地域整備部で治水課長を務めさせていただいております酒井と申します。まずこのような貴重な場を提供いただきまして大変ありがとうございます。8 月にこの協議会で鳥屋野潟の環境整備の取組みにつきまして簡単ではございましたが説明をさせていただきました。本日は先月の 10 月 9 日の鳥屋野潟環境対策検討委員会のご報告ということでお伺いたしました。この委員会は, 環境分野の有識者に加えまして, 地域の意見を取り入れるために当協議会の大坂様にも委員として出席していただきました。大変お世話になりました。それでは, 早速委員会で討議した環境対策につきまして具体的に課長代理の古屋から説明をさせていただきますのでよろしくお願いたします。

(事務局)

私は, 地域整備部治水課の課長代理をしています古屋と申します。よろしくお願

いします。時間にしてほしい 15 分くらいになるかと思うのですが、環境対策についてご報告させていただきます。お配りした資料に添って説明させていただきます。

右上に資料報 1 と書いてある鳥屋野潟環境対策と書いた A3 版の資料になります。まず鳥屋野潟環境対策の基本方針ですが、平成 25 年度に策定された鳥屋野潟実施計画の際に、自然豊かな鳥屋野潟において、環境に十分配慮しながら整備に努めるという提言を受けております。従いまして、この提言を基本方針とし、環境に配慮しながら潟の整備に努めてまいります。環境調査は、環境対策の基礎資料とするため、平成 25 年から実施し、今年度には、実際に鳥屋野潟で測定試験を行うなどの取組みを行い、環境対策を立案いたしました。立案した環境対策については、市民団体や住民説明会などを開催いたしまして意見を伺うとともに、その意見を踏まえて、最終的に第 2 回環境対策検討委員会の場で有識者の方々から討議していただきました。その結果、立案した環境対策の妥当性が評価され、鳥屋野潟整備がまた一歩前進することができました。それでは、具体的な環境対策についてご説明いたします。

鳥屋野潟のヨシ原は、ハクチョウ類のねぐらやオオヨシキリの集団繁殖地として広く利用されています。このため、工事によって失われるヨシを早期に回復させる必要があるため、ヨシの植生回復について鳥屋野潟で試験施工を行い検証しました。試験施工の概要ですが、簡単なイラストが書いてありますが、四つの工区を設置し、自然に生えるヨシの植生状況を経過観察いたしました。工区①では、切土による整地のみとし特別な対策はありません。工区②では、切土による整地後、ヨシの根を表面にばらまきました。工区③では、施工高から 10 センチの深さまでヨシの根を混入させました。工区④では、施工高から 30 センチの深さまでヨシの根を混入させました。お配りした資料の中にある写真は、工区①を 4 月から 9 月までを左から時系列に示したものです。経過観察結果として、工区①及び②では他の工区と比べて草丈が高く、茎の径も太い結果となっていました。これは工区①、②のヨシの根が他工区よりも地中に多く残っていたため、早期に回復したと考えられます。またヨシの数ですが、現存するヨシの根のほかにもさらに根を混入させた工区のほうが増加傾向になるということが確認されました。従いましてヨシの植生回復の対策といたしましては、施工時に掘削深度より深い位置に葦の根が残る場合は特別な対策は施さないこととし、掘削後、ヨシの根が残らない場合は、施工面から深度 30 センチの深さでヨシの根を混入させ、早期回復を促すこととします。

次に法面の自然植生回復についてです。堤防の材料は、鳥屋野潟の土を使用します。工事後の堤防法面において、現況に近い植生に回復せず、外来種が繁茂してしまうことが懸念されたため、試験施工を行い検証しました。試験施工は、実施施工と同様に、2 割と 5 割の法面を作り、それぞれ条件が異なる 4 種類の工区に分け、植生の回復状況を経過観察いたしました。工区①では、法面整形のみで特別な対策はありません。工区②では、法面に浸食防止シートを設置しました。工区③では、法面に植生侵入促進シートを設置しました。工区④では、種子の入っていない植生基盤材を 2 センチ吹きつけ、さらに基盤材の流出防止を図るためその上から藁で覆いました。

経過観察結果を考察すると、全体では9月までの時点の結果ですが、49種類の植物が確認されました。そのうち13種類が外来種です。外来種のうち6種類がセイダカアワダチソウなど、要注意外来種でした。セイダカアワダチソウについては、全ての施行区で確認されております。参考までに9月時点では、2割勾配の法面整形のみの工区がもっとも多くの植物が発生しております。また植生回復状況としては、どの工区も在来種であるオギとヨシが優先種であり、外来種だけが特別繁茂している状況ではありませんでした。従いまして、法面の自然植生回復においては、鳥屋野潟の土に委ねることとし、特別な外来種対策は施しません。

次に光害対策についてです。ハクチョウ類のねぐらとして湖岸堤や市道の拡幅により、特に影響が大きいと想定される上沼地区の夜間の光害対策について検討しました。まずハクチョウ類がねぐらとしている鳥屋野潟の上沼地区と、その他県内の佐潟、瓢湖の三カ所のねぐらにおいて、新月前後の日の入りから日の出までの夜間照度の計測を行いました。その結果、いずれのねぐらにおいても夜間照度は0.5ルクス未満であることが分かりました。参考までにろうそく1本分がほしい1ルクス程度ということです。

次に、上沼地区において自動車のヘッドライトの照度シミュレーションを行った結果、ハクチョウ類のねぐらエリアに最大で2ルクス弱の照度が届く可能性があるため、何らかの対策が必要であると考えました。ただし、このシミュレーションは、現存するヨシ群や、工事後、現存よりも50センチ程度高くなる湖岸堤整備による遮蔽効果は見込まず、自動車のヘッドライトの照度が直接影響を及ぼすということ想定しています。対策として、湖岸堤の工事期間中は、住宅が隣接しているため防音壁を設置します。この防音壁を設置することで遮蔽効果も得られることから、ねぐらの保全対策を兼ねることも可能です。また、工事が完了した時点で、防音壁を撤去し、その時今回と同じ条件である新月前後の夜間照度を実測し、0.5ルクス未満であれば工事による影響はないと判断し、工事後の遮蔽対策は講じないことといたします。なお、0.5ルクス以上あった場合は、植栽による遮蔽対策を検討します。

次に、騒音及び振動対策についてです。鳥屋野潟は、騒音、振動に係る環境基準の指定区域外で、区域による規制はありませんが、比較的住宅地が近接している工区もあるため、生活環境への配慮を心がけ、可能な限り対策を講じるものとします。まず、騒音の環境対策といたしましては、特定建設作業における作業基準を遵守するため、工事期間中の騒音を計測し、低騒音型建設機械の使用や、防音壁の設置などを考えています。また、振動対策についても特定建設作業における作業基準を遵守し、工事期間中の振動計測を行うとともに、工事区域内のこぼこの解消や施工機械の走行速度の抑制、あるいは小型化などを図ることに努めていきます。

次に、水質汚濁対策です。堤防工事では、施工範囲の周りを矢板で囲いながら作業します。しかし、矢板で囲っても完全な水密性は期待できないため、矢板の中に入った中の水をポンプで汲み上げ、再び中へ戻す作業があります。濁水対策は、この作業を実施する際に魚類や底生動物などの水生生物の生息環境に悪影響が生じないように検討するものです。鳥屋野潟には排水基準が定められておりませんが、自主排水基準設定の基礎資料とするため、ポンプで汲み上げた水を貯留させる大きな

水槽のようなノッチタンクを活用し、浮遊物質質量と呼ばれる SS 低減試験と濁水処理の実績が豊富な県建設業協会へのヒアリングを行いました。まず試験方法ですが、ノッチタンクについては、現場に搬入が可能な 5 立方メートルタイプのものを想定し、そのタンクを 2 基連結させ、濁度の低減効果を計測することとしました。検証結果ですが、そのまま投入した濁の水の SS は、1 リットルあたり 240 ミリグラムあったものが、140 ミリグラムまで低減しました。さらに工事を想定して試験的に作成した SS830 ミリグラムの濁水が 310 ミリグラムまで低減しており、一定の効果を確認することができました。さらなる低減効果を図る場合は、フィルター材や凝集材の使用により、効果を増すことが可能です。従いまして、水質汚濁対策ですが、水の濁りは時期や場所、天候によって左右されるため、実際に工事を実施する前に濁度を計測し、その数値を濁水対策の自主排水基準に設定し、現況よりも水を濁らせないで濁に水を戻すという取組みを講じていきます。

次に、サクラ診断の実施についてです。鳥屋野潟の周りに現存する 467 株のサクラについて、今回、樹木医により大径木、腐朽・空洞、傾斜、キノコ発生、構造物隣接の五つの側面から外観調査を実施し、移植の適正について調査しました。なお、腐朽・空洞調査については外観だけでなく、音響波による捕捉調査も実施しています。その結果、診断したサクラ 467 株のうち、移植に適している株は 47 株で、それ以外は移植に適しないと判定されました。このため、今後詳細設計において、湖岸堤の位置が確定した段階で支障となるサクラについては、樹木医による判定に基づき整備する方針ですが、サクラ整備の進め方については、鳥屋野潟のサクラの景観が大きく損なわれないよう、地域の皆さまのご意見を聞きながら、整備区間ごとに徐々に更新するなどの配慮が必要であると認識しております。

次に、これまで説明した環境対策について整理します。お配りした資料の裏面になります。鳥屋野潟には全部で 747 種の動植物の環境調査で確認がされております。そのうち重要種と呼ばれるものは 50 種類ございました。このためこの重要種に対する配慮といたしましては、改変箇所の近傍に生息する重要種に対して、工事用道路などの仮設計画も含め、工事による影響がないよう現地を確認し、重要種の保全に努めて行きます。次に、堤防の覆土厚は、重要種であるエチゴモグラなどの生息が可能となる 60 センチを確保し、施工区間を少しずつ区切り、片側から順次工事を進める片押し施工を実施し、モグラ類の脱出を可能とします。また、ハクチョウ類のねぐら環境の保全を図るため、利用時間である 10 月上旬から 2 月下旬までの間は、工事の作業時間を短縮するとともに、夜間の光害対策を施し、環境配慮に努めます。さらに福島潟が結氷した場合、オオヒシクイの鳥屋野潟への飛来が認められるため、ハクチョウ類の対応に準じ工事の短縮を検討します。大規模掘削時の配慮としましては、ヨシ原の大面积掘削区間は、複数地区の同時施工を行わないなど、オオヨシキリの集団繁殖地が極端に減少しないように配慮します。ヨシ原の大面积掘削区間は、先ほど説明した、ヨシの植生回復対策になりますので、先ほどのお話のとおり努めてまいります。また現状が畑地、樹林地などのヨシ以外の植生地である場合は、現況のままとし、自然に植生される植物に委ねることといたします。

次に、仮締切時の濁水対策ですが、施工期間中は濁水対策に努め、濁を濁らせな

いように保全します。また、仮締切後に重要種の生息が確認された場合は、改変区域外の生息適地へ移動させます。

最後になりますが、今後のスケジュールについてご説明いたします。まず環境対策に関してですが、この10月からハクチョウ類の行動調査を実施しています。調査結果を基礎資料として有識者から助言を頂き、工事可能時間の検討などに反映させていきたいと考えております。また、ハクチョウ類以外の環境対策の個別具体的な課題については、これまで検討した環境対策を基本とし、各分野の有識者から助言を頂き進めてまいります。

次に、事業全体のスケジュールについてです。第2回環境対策検討委員会で環境対策の妥当性が評価されましたので、次のステップとして現地測量に移行します。現地測量は、関係する鳥屋野、女池、山潟、紫竹山コミュニティ協議会の会長様と進め方などについてご相談させていただきながら取り組んでおります。予定では1月から現地測量開始となる見込みですが、事前に周辺の皆さまには、回覧板や区役所だより、県ホームページなどで周知させていただきます。現地測量に基づき、詳細設計が完了すると、用地測量、用地買収、物件補償となりますが、用地の取得には湖底地の問題、共有地の相続、筆界未定地などの課題が多く残っており、これらをすべて解決していかなければなりません。さらに用地関係者が約1,200人にもものぼるため、用地交渉には多くの時間を要することが見込まれていることをご了承ください。

一方、環境対策については、工事着手後においてもモニタリング調査を実施するなど、工事による影響の有無を確認していきます。また、鳥屋野潟整備はこれまで背後地の都市公園や市の道路改良計画と連携し、取り組んで来ましたが、今後も関係者の皆さま並びに関係機関等、密に連絡調整を図りながら進めてまいります。以上長くなりましたが、環境対策検討委員会の報告ということで終わらせていただきます。

(議 長)

只今の事務局の説明につきまして、何かご意見質問等ありますでしょうか。はい、大堀委員、お願いいたします。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。鳥屋野潟環境対策の2の葦の植生回復の工区Aの1, 2, 3, 4とありますが、ここのご説明の時に、49種類の自然発生といますか、そういうものがあって、外来種が何種類かあり、外来種について除去しないのだと。その中に、たしかセイタカアワダチソウも入っていると。このセイタカアワダチソウというのは、新潟日報の声の欄にも出ていましたけども、花の黄色いもので伸びる、国土を荒廃するセイタカアワダチというふうに農家の方が投書していた。全国的にアメリカから来た悪玉ですよ。根っこに毒があるやつですよ。戦後、食糧をもらった時にそれと一緒にくっついて来たと言われる。これをなんで退治しないのか。全国の農家の人達が、このセイタカアワダチソウを退治してくれと、そういう運動を起こしましょうというくらい気運がある。小さいうちからでもこのセイタカアワダチソウだけ抜いたらいかがですか。あれは大きくなると回りのものをみんな排除していくのですよ。根っこに毒が

あるというふうに聞いていますけども、その辺、ご検討ください。そのまま残しておくなんて言わないで。

(議 長)

事務局お願いします。

(事務局)

説明でも申し上げたのですが、築堤は鳥屋野潟の土を使うということで、今回試験的にも全部鳥屋野潟の土を使わせてもらいました。その結果、セイタカアワダチソウが入ってしまったのですが、それが特別繁茂している状況ではないということで、特別な対策は講じないということで委員会ではご了解いただいているところなのですが、この試験が継続的に追跡調査して行きますので、またそれが、セイダカアワダチソウだらけになってしまった場合には、その時には、専門の先生のところに相談しに行くような形で進めてまいりたいと考えています。

(大堀委員)

もう一言言わせてください。それでは遅すぎるのです。このセイタカアワダチソウの特性というものは。今バスに乗っても電車に乗っても、どこの地域に行っても、この黄色いこのセイタカアワダチの害というのが、駆除できないなら、考慮されているのはもう分かっているのだから、どうしましょうということ。結果を見てからやりましょうと言わないでいただきたいと思うのですが。よろしく。

(事務局)

状況を見ながら対応していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

(議 長)

ほかにございますか。では私から1点。先ほど、今現在の鳥屋野潟の水質と同じような濁りを作らないために対策を講ずるということでしたが、昭和30年代、40年代ころには鳥屋野潟で泳げるような水質だったと聞いております。そのころなるべく戻すような対策をなさる予定はございますか。

(事務局)

鳥屋野潟の整備というのは、環境対策も今回重要な位置付けになっているのですが、水質を浄化させようという取組みは特別無いのですが、ただ、マコモという植物に水質浄化作用があるということで、マコモは重要種ではないのですが、今回、マコモが工事によって失われてしまうところについては、適切な場所に移植して水質浄化作用を促しましょうという対策を講じていきます。

(議 長)

では自然の力に任せて浄化を助けてもらおうというような対策ということですか。

(事務局)

少し補足させていただきますと、湖岸堤整備に関しましてはそういう対策をやるのですが、鳥屋野潟につきましては、ヘドロ浚渫もやっておりますし、新潟市と亀田郷土地改良区と共同しまして、小阿賀野川の水を、きれいな水を農業排水路から鳥屋野潟へ循環させるような、水循環の取組みも併せてやっておりますので、水質に関しても河川管理者として注意を配って今後ともやっていきたいと考え

ております。

(議 長)

分かりました。ほかに皆さまはよろしいでしょうか。それでは次に移らせていただきます。

(2) 中央区区ビジョンまちづくり計画の進捗状況について

(資料 報 2-1 2-2)

(議 長)

次に報告「(2) 中央区区ビジョンまちづくり計画の進捗状況について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

地域課の長浜でございます。

中央区におきましては、区ビジョンまちづくり計画につきまして、毎年自治協議会で、前年度の進捗状況について報告をさせていただいております。皆さまもご承知のとおり、区ビジョンまちづくり計画につきましては、今年度から新しい計画がスタートしているところでございますけれども、本日は前の区ビジョンまちづくり計画の最後の状況についてご報告をさせていただきます。それでは、初めに資料報 2-1 この A3 の資料をご覧ください。こちらの資料は、前区ビジョンまちづくり計画で掲げておりました目標に対する進捗状況ということになります。資料の表の上に項目がありますけれども、真ん中ほどに、計画終期平成 26 年の達成目標という列と、その隣に平成 26 年度末の実績という列が記載してありますので、こちらを中心にご覧いただければと思います。

まず、1 番の南口広場から駅への移動時間の短縮でございますけれども、こちらにつきましては、平成 21 年度に新潟駅南口広場の整備が完了したことに伴いまして、平成 21 年度で目標達成ということになっております。

次に、2 番の踏切遮断交通量の解消でございますけれども、こちらにつきましては、新潟駅の連続立体交差事業がまだ完成していないため、未達成という状況になっております。

続きまして 3 番の国際規模のコンベンション開催件数でございますが、26 年度末実績では、目標の 29 件というものに対しまして、26 年度は 21 件ということで、残念ながら目標を達成することができなかったという結果になっております。この 21 件の内訳につきましては、学会が 4 件、大会や会議のようなものが 17 件と聞いております。

続きまして 4 番、古町商店街歩行者交通量、それから次の 5 番、中心市街地歩行者交通量についてですが、こちらの実績の数値、人数につきましては毎年 10 月の第 3 土曜日に新潟市商店街連盟様で調査を実施した結果ということになります。どちらの数値も目標と比較していただきますと、目標には達することができなかったという状況でございます。参考でございますけれども、その 26 年度実績の右隣に 25 年度末の実績がございます。こちらの数値と比べると、歩行者交通量というのがどちらも大きく増加しているように見えるのですが、これは先ほど申し上げた

10月の第3土曜日、この日を決め打ちで商店街連盟様が調査を実施しているということで、26年度はたまたまこの第3土曜日は「がたふえす」が開催された日でございます。それで古町エリア、それから万代エリアでいろいろなイベントがあったものですから、これがこの増加につながっているのではないかとこのところでございます。

続きまして6番の自主防災組織の結成率ですが、こちら平成26年度末で83.8%ということで、目標を達成しているというところでございます。

続きまして7番、1人・1日あたり家庭系ごみの排出量でございます。こちら平成26年度末では466グラムと目標の480グラムをクリアしているというところでございます。

次に8番の新潟市ホームページのアクセス数です。こちらはアクセス数のカウントの方法が、ホームページのリニューアル等に伴いまして、平成24年度から変わったため、指標というものが上下2段になっているかと思えます。見ていただくのは上段の(新)と書いてあるほう、こちらをご覧くださいなのですが、こちらにつきまして、平成26年度末の実績で277万件ということで、25年度末に比べると23万件ほど増えてはいるのですが、目標の300万件に対しては達成することができなかったという状況でございます。

続きまして9番の電子申請・届出件数になります。こちら平成26年度末では13,239件ということで、25年度からは約1,600件の増加となっておりますけれども、目標には達成することができませんでした。こちらにつきましては、電子申請の件数が大幅に伸びるのは、住民票ですとか、皆さま多くの方が利用されるものの取得というものが考えられるのですが、このようなものの取得になりますと、本人確認のために住基カード、こちらのご利用をいただかなければいけないと。そもそもの住基カードの利用・登録というものが進んでいないということから、なかなかそのような住民票の取得など、伸びがなかなか無いということで、大きく目標にはかけ離れているという状況でございます。

続きまして10番の信濃川左岸緑地の整備面積、それから次の11番、万代島緑地の整備面積、こちらにつきましては、信濃川左岸緑地につきましては整備が完了しておりますので、目標達成ということになりますし、万代島緑地につきましても26年度中に整備が完了しましたので、目標達成ということになっております。

続きまして12番の旧小澤家住宅施設来訪者数でございますけれども、26年度末の実績で1万8,005人でありまして、目標達成しているというところでございます。

それから最後13番の観光ボランティア登録者数でございますが、26年度末実績では25年度から19名の方が増えまして、合計64名ということで目標を達成したというところでございます。

以上が、前区ビジョンまちづくり計画で掲げました目標数値に対する結果ということになります。

続きまして、資料報2-2、A4横でホチキス留めがしてある厚い資料になりますけれども、こちらをご覧ください。区ビジョンまちづくり計画、こちらが区の大きな方向性を示す計画でございます、その実現に向けて実施計画というものを策定

して具体的な取組みを進めてきたというところでございます。本日は、この資料の表紙にあるとおり、平成 25、26 の 2 ヶ年に渡りました第 4 次実施計画のうちの最終年度、平成 26 年度の進捗状況について報告をさせていただきます。2 枚めくっていただいたところからが各個別の事業の一覧が最終ページまで記載してございます。見方といたしましては、ページの真ん中ほどの黒い太線で囲んだ部分がそれぞれ平成 26 年度の工程、もしくは数値目標、それに対して平成 26 年度の進捗状況ということで記載をしてございまして、その進捗状況を踏まえて計画どおり達成できたという項目と、一部達成できたという項目の 2 分類それぞれ該当するところに丸を記載しているというところでございます。一つ一つの項目につきましては、数も多くございますので、個々の詳細については後ほど各自でご覧いただくことにいたしまして、本日、全体の状況がどうだったかということについて報告させていただきます。差し替えて配られております「区ビジョンまちづくり計画 事業一覧における進捗状況」という資料をご覧いただければと思います。全体の状況としましては、左側の①というところになりますけれども、延べ 203 事業のうち「計画通り」達成できたという事業が 164 事業、それから「一部達成」できたという事業が 35 事業となっております。また、達成できなかったものが 4 事業ということになっております。ただし、こちらに記載の事業数につきましては、再掲を含んだ事業数になりますので、この「達成できず」の 4 事業は実際には事業ナンバーでいきますと 28 番、ページでいうと 49 分の 7 と、7 ページにあります事業ナンバーの 28 番、「万代島にぎわい空間の創造」という事業になります。こちらは再掲も含めて 4 ヶ所に記載されているものですから、「達成できず」が 4 事業ということでカウントしておりますが、実質的には「達成できず」は 1 事業ということになります。同じように再掲を除いた実質の事業数でいきますと「一部達成」35 となっておりますが、再掲を除きますと実質事業では 17 事業になります。「計画どおり」が 164 となっておりますが、実質の事業数でいきますと 111 事業ということになります。先ほどの「達成できず」の「万代島にぎわい空間の創造」につきましては、万代島の旧水揚げ場跡地の活用に向けた整備を目標としておりましたけれども、現段階でも関係団体との調整が続いておまして、利用方針の正式決定には至らなかったため、目標達成ができなかったと聞いております。

そのほか、こちらの資料の中身につきましては、各部会等で部会の事業ですとか、いろいろな検討をする際に参考にしていただくとともに、もし個別の事業の詳細について聞きたいということであれば、それぞれの事業の状況について担当の所管課から説明させていただくこともできますので、何かあれば事務局にご連絡いただければと思っております。

私からの説明は以上になります。

(議 長)

ありがとうございます。只今の事務局の説明につきまして、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。伊藤委員、お願いいたします。

(伊藤委員)

新潟地区コミュニティ協議会の伊藤でございます。1 点だけ指摘したいと思うのですが、ご説明をお願いいたします。事業ナンバー 15 番、これは観光関係の課の

ものでいろいろな事業を、どこでもやられているのはよく分かるのですが、この中で1点、外国人宿泊者数が4万2,000人等とあるのは分かるのですが、これは実績かと思うのですが、宿泊奨励金というのがございますね。これはどういう趣旨で、どこにお支払いになっているのか。概算で結構です。いくらくらいお支払いになったのか、これがもし今の時点で分かればそれで結構ですが、今分からなければ次回教えていただきたい。もう一回言います。項目15番、これについてのポイントは外国人宿泊者数が4万2,000人等とございますが、宿泊奨励金はどこに払っているのか、どういうエビデンスで払っているのか。概算としていくらくらい払っているのか、これをお知らせください。

というのは、かなり厳しい財源の中、皆さま方も10年近くやっぱりいろいろな震災等々で年収カットとか、一生懸命頑張っていると思うのです。ほかの行政の中にもいろいろなものをやらなければいけないことは分かるのです。そういうことから考えたときに、ちょっとこれはそぐわないのではないかなと。もっと違うところに優先順位で払うべきものがあるのではないかなと。法律に違反しなければ何でもいいという趣旨ではなくて、生活の基盤、倫理観、道徳観がベースにあれば貴重な財源でどこに支払うのが本当に妥当か。私自身はそういうものを考えるところなのです。だから、そういうことで今すぐにではなくて分からなければ次回、その報告をお願いしたいと思います。以上です。

(議長)

事務局いかがでしょうか。

(事務局)

申し訳ありません。今、この段階で詳細について把握しておりませんので、担当課に確認をしっかりとした上で次回報告をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いします。

(議長)

それでは、次回ということですので、次回皆さまに提示していただければと思います。よろしくお願いいたします。ほかに、ございますか。大堀委員、お願いいたします。

(大堀委員)

浜浦小学校区コミュニティ協議会の大堀でございます。資料報2-1の5番のところ「中心市街地(新潟駅・万代・古町)」とありますけれども、次回の計画を立てられるときに本町は考えておられますか。今、本町が衰退している。BRTが通っている、通っていないがありますけれども、本町も一つポイントに入れたらいいかなと思うのですが。よろしくお願いします。

(事務局)

前区ビジョンのときは、先ほど申し上げました新潟市商店街連盟様が、ここで交通量を計っているということで、こういう形でしておりますけれども、今年度からスタートしました新しい区ビジョンの中では、当然、本町を除くということではなく、あそこのエリアを含めて本町も市場も含めて歴史的な、もしくは昔の新潟市の台所だったという文化等もございますので、当然、本町も含めて中心市街地の活性化ということで考えております。

(議長)

大堀委員，よろしいでしょうか。ありがとうございます。ほかに，ございますか。津吉委員，お願いいたします。

(津吉委員)

新潟市南商工振興会の津吉です。区ビジョンまちづくり計画事業というのは，今年から委員をやっておりますので，前回まではよく経緯は分からないのですが，まず1点目ですが，私も老眼になってきまして小さい字が読めないのです。この中にまとめられています事業がそれぞれのジャンルごとに重複して掲載されていると思うのです。これはいちいち消し込みをしながら見ていると大変なものですから，どの事業はどのジャンルにかかわって掲載されているのか，マトリックスでも付けていただくと大変見やすくなってくのではないかなと思います。そうしますと，どんなジャンルにおいて，まちなか再生と，ほかのところで同じような事業が再ということ載っていますので，見づらく思いますので，ぜひそのようなものをつくっていただくと，どの事業がどのような目的によってやられているかということが分かりやすくなるのではないかとということが1点目。

それから，各々の事業というのは何かの目的に対してやられている事業だと思います。これらのそれぞれの事業はそれぞれが目的ではなく，手段であり，道具であり，そういうものであろうと思うのです。仮に交通量調査，古町商店歩行者交通量というのがございますが，達成目標4万2,400人，これを達成するとどうなるのでしょうか。まず，お答えいただければと思います。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

今，人数のお話で。

(津吉委員)

4万2,400人が達成されたら賑わいのまちとして，どのようなことが達成されるのかという質問です。

(事務局)

実際の目標につきましては，平成20年，前の区ビジョンをつくった当時の実績から少しでも増やしたいということで，その目標値を設定したと考えておりますし，それによって具体的にここがこうというのが一つ一つあるかということ，なかなか難しいというか，すべて答えられるわけではないと思いますけれども，当然ながら古町もしくは万代の歩行者が増えるということは賑わいも生まれますし，経済活動，商業の活性化などにも，すべてということではないと思いますけれども，つながる部分もあると考えております。

(津吉委員)

ありがとうございます。おっしゃるとおりだと思います。ただ，4万2,400人と漠然と目標を達成できれば達成できたと終わるのか，その結果，どのようにまちは賑わいが起きているのか，起きたのかということ。それが経済的効果，もしくは社会的効果でどれくらい達成できているのかというものを計らないと，ただ交通量がちょっと増えたから目標達成，OKなんていうやり方はちょっと稚拙ではないかと

私は思います。

先ほど伊藤委員からのお話もありましたが、それぞれの事業についてそれぞれにいろいろ予算が付いております。ただ、予算というのにも限られている存在だと思います。それぞれの事業でそれぞれの目的で拠点、賑わい、人にやさしい暮らしやすい、そして都市がうるおう水辺のまち、みなとまちと、これらが達成できた形というのは、どんなものが達成できたのかという概要でもお示しいただくと、それに対してそれぞれの事業がどのように貢献できたのか、または達成することによって効果があったのかという検証ができると思うので、そういうところも含めて踏み込んで検証活動をしていただければ、今後のまちづくりに役立つのではないかなと思います。これは意見とさせていただきます。

(議長)

ありがとうございました。最後の点は、ご意見ということでお含みおきいただきたいと思います。それでは、最初の1点目の文字が小さいということと、事業が重複している点が分かりづらいということをおっしゃっていましたので、その件につきましてもご検討いただければと思います。お願いいたします。

はい、清水委員お願いします。

(清水委員)

礎地域コミュニティ協議会の清水です。事業ナンバー39番、クリエイターの活動支援ですけれども、中央区が7件採択をされております。7件と決算額を見ますと大変多いのですけれども、これは採用された7件が今現在どのようになっているか、継続性のない、二年のクリエイター事業に投資している金額にしては多すぎると私は思うのですけれども、どんなものでしょうか。

(議長)

事務局お願いします。

(事務局)

まず金額についてでございますけれども、こちらに書いてある決算額の金額につきましても、全市の分という形になりますので、このうち中央区の7件がいくらだったかというものにつきましても、私どもも手元に把握している状況ではございませんので確認をさせていただいて、中央区分が出せるということであればそちらを来月にでも提示させていただければと思います。またその結果、採択された結果、今どういう状況になっているかということにつきましても併せて調べた上でご報告させていただければと思います。

(議長)

清水委員、よろしいですか。

(清水委員)

少しいいのですか。だいたい市ではその事業に対しまして、何年くらいを目途に活動してもらいたいという目安はあるのですか。

(事務局)

この事業個別で何年程度という縛りがあるかどうかというのは確認しないと分からないのですけれども、少なくとも重点的に支援をするという形で採択をするということになれば、その審査委員会の中で継続性ですとか、そういうものの可能性も

含めて当然審査をされていると思いますので、その中で基準的なものが明確にあるかどうかという確認をしないと分かりませんが、そういう視点が全くないということはないと思っております。

(清水委員)

私の知る限りでは最低で1年半、2年以内にこの事業が終わった事業は結構あります。そういう点で私がお質問したのは、何年を目途に支援するのかという基準が曖昧だということで、アドバルーンを上げて私はやっているというようなものを、評価基準としてそういう人が利用する場合もある。ですから、そういうものを考えた上で、相当な金をつぎ込んでいるわけですから、考慮していただきたいと思っております。

(事務局)

先ほどお答えしたとおり、そもそもの詳細の内容について、私どもで担当課に確認をした上で、そのような状況も含めてご意見としても伝えたいと思えますし、報告できる部分はしっかりと報告させていただきたいと思えます。

(議長)

分かりました。ほかに、ございますか。よろしいでしょうか。このことにつきましては、来月、詳細を調べていただいて、次回に皆さまにお示しさせていただきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

(3) G7 新潟農業大臣会合について (資料 報3)

(議長)

次に報告「(3) G7 新潟農業大臣会合について」でございます。事務局から説明をお願いいたします。

(事務局)

2016年サミット推進課の遠藤でございます。本日は貴重なお時間を頂戴しまして大変ありがとうございます。お手元に資料の報告3とございますが、G7新潟農業大臣会合についてご説明申し上げます。来年の4月23日土曜日、24日日曜日、新潟市の朱鷺メッセで大臣会合が開催されます。左手をご覧いただきたいと思えます。まず、サミットの概要でございますが、日本、アメリカ、イギリスなど8カ国の首脳が参加して開催される首脳会議でございますが、2014年以降はロシアを除く7カ国によるG7で実施しております。地球等の課題についてコンセンサス等の形成等を行うという会議になっております。

下の地図をご覧いただきたいと思えます。来年は、日本が議長国ということになりまして、5月26日木曜日から27日金曜日まで三重県志摩市で伊勢志摩サミットが開催されます。そして、その関係閣僚会合ということで全国10の閣僚会合が行われます。そのうちの一つが緑色のところでございますけれども、農業大臣会合が新潟県新潟市ということになっております。

農業大臣会合の概要についてでございますが、2008年に北海道洞爺湖サミットが行われまして、その中で世界の食料安全保障の関係について採択されたということで、その翌2009年にイタリアで行われましたラクイラサミットの関係閣僚会合

として G8 の枠組みとしては初めて農業大臣会合が開催されました。そして、今回の新潟で行われる農業大臣会合でございますが、G8, G7 の枠組みとしては 2 回目の開催、日本では初めての開催ということになります。ちなみにですけれども、最近行われたハイレベルな国際会議でございますが、2008 年の G8, 2010 年の A P E C, そして来年の G7 の大臣会合がございますけれども、3 回連続で開催地となったのは日本の国内の自治体の中では新潟市のみということでございます。こちらにつきましては、新潟市として、こういった大臣会合の都市としての開催能力が政府より高く評価を頂いたと私どもは捉えさせていただいているところでございます。

続きまして、右手をご覧くださいと思います。G7 新潟農業大臣会合開催推進協議会についてでございます。初めに、協議会の概要でございますが、G7 新潟農業大臣会合の成功を期するため、県民・市民とともに協力、支援を行うことを目的として設置されました。8 月 28 日に設立総会を開催させていただきました。会長は新潟市長、そして県選出国會議員並びに官公庁、経済、農林水産、医療、交通団体等関係者 86 名で構成しています。こちらにつきましては、中央区の自治協議会より、豊嶋会長様よりご参加いただいているところでございます。

続きまして、協議会の取組みでございますが、協議会の取組みとしては、後ほどご説明しますが、裏面のスケジュールに記載しておりますとおり、まず広報・PR の一環としてポスターを作成させていただきました。既に新潟市内の全自治・町内会の皆さまをはじめ、関係機関にこのポスターを配布させていただいておりますが、私どもこのポスターの配布の目的でございますけれども、日程と会場を可能な限り多くの市民の皆さまにお伝えさせていただきたいと。なぜかと申し上げますと、会合が行われますと交通規制等が行われることとなります。私どもの職務の一つとしては市民生活への影響を可能な限り回避するということでございますので、通勤、通学、冠婚葬祭、買い物もしくは佐渡への渡航等、皆さまご予定があるかと思っておりますので、日程と会場をお知らせすることが主な目的というものでございます。

それに関連して、その下の会場周辺の交通規制についてというものでございますが、会合期間中につきましては、会場でございます万代島朱鷺メッセ周辺の佐渡汽船に向かう道路での交通規制、検問が実施される予定でございます。また、その周辺では混雑が予想されるということでございまして、その下の図につきましては、2010 年 A P E C 食料安全保障担当大臣会合の際に私どもご案内させていただきました図でございますけれども、こちらにつきましては、新潟県警及び自治体官庁、農林水産省等と協議した形で皆さまにもご案内させていただければと思っております。

続きまして、裏面をご覧くださいと思います。表題が G7 新潟農業大臣会合開催推進協議会の事業スケジュールというものでございます。この大臣会合の主催は政府、農林水産省ということでございますが、開催地として開催支援ですとかの取組みは農林水産省、新潟県もしくは新潟県警及び様々な関係機関と連携をしながら、私ども取り組んでいる状況でございます。表でございますけれども、主要日程でございますが、まず上の段でございますけれども、緑色で書かれている部分、農業大臣会合は 4 月 23 日、24 日ということでございます。その前に外相会合がござ

いますが、この関係閣僚会合としては2つ目というものでございます。その下をご覧いただければと思います。1番の開催支援から4番の総務渉外まで、四つの取組みを私ども行っております。

まず、1番の開催支援につきましては、市民ボランティアの養成ですとか、会場展示等の企画でございます。市民ボランティアにつきましては、私どもでも既に募集を開始させていただいております。今後研修等を行って本番に臨むというものでございます。右の赤いところをご覧いただきたいと思いますが、市民による「おもてなし」もしくは会場展示による新潟のアピールを行いたいと思っております。

続きまして、2番の広報PRでございますが、こちらは開催周知ですとか機運醸成といった事業でございます。市民、県民の皆さまへの情報の配信もしくは規制情報の周知というもの、もしくは機運醸成、市民の皆さまから盛り上げていただきたいということで、市民団体への助成を行うというものですとか、ポスターの配布、記念イベントの開催というものでございます。そして、様々な関係機関と連携した機運醸成事業の実施。こういった事業を展開いたしまして、開催日程の周知ですとか、市民、関係機関と連携した機運醸成を行うというものでございます。

続きまして、3番の関連事業でございますが、こちらは会合本体でございます、歓迎行事等の企画もしくは地元記念品等の企画というものでございます。

続きまして、4番の総務渉外ということでございますが、参加国の大使、大使館職員の視察受け入れというものでございます。私ども、こういった大臣会合を契機に参加各国の皆さまとの新潟のアピールの一環として、参加国の大使館の皆さまをご招待いたしまして、新潟のアピールをさせていただくというものでございます。

その関係で、11月12日、13日に在京、東京にいる海外メディアを対象とした、7カ国10社でございますが、新潟の誇る食と農、みなとまち文化をテーマにしたプレスツアーを開催いたしました。こちらの事業でございますけれども、今年度の中央区の区づくり事業ということで、昨年度、皆さまにご審議いただいたこの事業、中央区地域課主催で行ったというものでございます。アメリカのUSATODAYの記者をはじめ、7カ国10社から新潟取材いただいたというところでございまして、すでにUSATODAYの記者から日本酒の輸出の関係ですとか、農業特区の関係の記事ですとかが全体的に既に配信をされたというところでございます。このような取組みを中央区からもご協力いただいているというわけでございます。そのほか、今後につきましては、大使館職員ですとか大使をお招きして新潟の魅力をアピールさせていただきたいと思っております。

最後になりますが、テロの関係ということで資料にはないのですが、フランスのパリで起きましたテロのこうした事件を受けまして、新聞報道等皆さまご覧いただいたと思うのですが、来年のサミットが行われるということもございまして、こちらについては、警備に関しましては新潟県警が主体ということでございますが、県警及び警察庁とともに連携をいたしまして、私ども万全を期す体制をとっていきたいと思っております。また、新潟市におきましても、消防、救急の体制、市民病院を中軸とした病院の受け入れ体制につきましても、危機対策の関係部署とも連携いたしまして、しっかりと対応させていただければと思っております。

説明が長くなりましたが以上ということでございます。ありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。只今の事務局の説明につきまして、ご意見ご質問等ありますでしょうか。津吉委員、お願いいたします。

(津吉委員)

新潟市南商工振興会の津吉です。このG7 新潟農業大臣会合について、準備期間、それから視察受け入れ等々で、ある程度、事前に来られる方もいらっしゃると思うのですが、それらも含めまして、この23日、24日の2日間を含めた上で、どれくらいの誘客人数を予測されておりますでしょうか。

(事務局)

参加国というところが一つのポイントになるのですが、G7のレギュラーの国は決まっていますのですが、招待国等については未定ということでございますが、一般的には1カ国10人から15人の代表団がお越しになるということでございますので、私どもも想定としては150名ほどと想定しています。そのほかにもプレスの方ですとか、農林水産省の関係者もお越しになるということでございますので、250名ほどではなかろうかと思っておりますのでございます。

(津吉委員)

ありがとうございます。人数的にはそれほど大きな経済効果は見込まれないのかなと思うのですが、それからここに書いています、経済波及効果、この大臣会合を開催することによって新潟市に対する経済波及効果はどのくらい見込まれていますか。

(事務局)

こちらも、過去に2008年のG8、2010年のAPECとございましたので、概ねというところがあるのですが、今ほどおっしゃられたように直接的な効果という部分では、やはり農林水産省の予算、事業費ですとか私どもの事業費もしくはメディア等の発信の効果というところがあるのですが、私どもこれから会合が行われますと、本来はサミットですと警備費用等、非常に大きなお金がかかるのですが、閣僚会合になりますと、あまり政府の予算もそれほどでもないというのが実情でございます。従って、経済波及効果についても過去の例からいいますと、2010年のAPECから言いますと全体で3億円弱というところがございます。今回はまた規模が小さくなりますので、それなみというところがございます。

ただ、私どもこれから会合を誘致する際には、この会合自体について参加者は少ないのですが、その後、今、交流人口の拡大というのが非常に大きなテーマになっているわけでございますけれども、これから国際会合が行われることによって、大学の先生が主体になるかと思うのですが、さまざまな学会等が新潟で行われるという予察効果を期待しているというところがございます。

(津吉委員)

ありがとうございます。直接的な経済効果は大きくないと思っておりますけれども、これはやはり機会として先ほどお話があったように、新潟を売り込むという、それをぜひ、ただ伝えるだけではなく、各国に持ち帰っていただいて、伝え、広げていた

だくような努力を新潟市でもしていただければ、さらに新潟に観光客やそれから海外からの流入客が増えるのではないかと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

(議長)

ありがとうございました。ほかに、ございますか。肥田野委員、お願いいたします。

(肥田野委員)

公募委員の肥田野です。私も光のページェントというものを担当してまして、この間ご依頼があったのですけれども、ロゴの。ウェブの担当からの意見なのですけれども、内容を見させてもらっているのですけれども、それがまだまだ不足しているねと。まだ広報段階、貼り付けないほうがいいのではないかという意見も中のメンバーから出たのですね。私も今、拝見させてもらったら、やはりサイトオープンしました、あなたのプロジェクトを応援します、ボランティア募集だけの部分の中で、今のお話を聞いた部分というのが、このサイトの中からどこでも出てこない部分があるので、ですから、そういったいろいろなところに波及しているという部分なんか盛り込んだ視点の部分というのが、いつ頃このサイトが充実してくるのかなとお聞きしたいなと思ったのです。私らも、これは何ですかという問い合わせがあるのです。そのときに、なかなかこれを見ても開催日時とか、そういった部分でしかお答えできない部分があるので、そこら辺がいつ頃立ち上げられますよという部分、事務局の対応もできたらなと思ひまして、そこら辺をお聞きしたいと思ひました。

(事務局)

ご覧いただきまして、ありがとうございます。実は伊勢志摩サミット以外 10 の閣僚会合が行われるのですけれども、その中では私どもトップバッターでサイトをオープンさせていただいたのですが、実はお金が使えることになったのはつい最近の話でございます。準備はこちらも充実させていただければと思っておりますので、ご指摘どうもありがとうございました。

(議長)

ありがとうございました。ほかに、ございますか。

(4) 部会からの報告について (資料 報 4-1 4-2 4-3)

(議長)

それでは、次に報告「(4) 部会からの報告について」でございます。「拠点と賑わいのまち部会」から順にご報告いただきます。ご報告は簡潔にお願いしたいと思います。なお、ご質問等がございましたら、すべての部会からの報告後、まとめてお聞きしたいと思いますので、ご協力をよろしくお願いいたします。

まずは、「拠点と賑わいのまち部会」座長の浅野委員からご報告をお願いいたします。

①拠点と賑わいのまち部会

(浅野委員)

浅野でございます。10月27日から、ついこの間の11月19日まで3回の部会を

開催しまして、連動していますので、一括でお話ししたいなと思っております。

我々は、未来に備えた地域の賑わい創出活性化を図るために、この度グループインタビューを開催することになりました。これは、今年度グループインタビューを基にして報告書を提出していきたいなと思っております。先般、最初の第6回ときはグループインタビュー参加者をまず選定、何人がいいのかということで10名を委員の中から選出し、それから委託業者から10名を選出していただくような形で20名としました。そのグループを4班に分けて、年齢別だとか1グループ5名くらいとしてグループ討議をするということです。そのほか、グループ討議の中で委員の方に対して、インタビュー参加者に対して、実施日に使用する素材として約50もの案を我々委員でつくりました。それをこの間、10案程度に絞り込みを始め、内容を検討しました。皆さんからも内容の説明をしていただきました。それによって、部会には最終の第8回ときに、50の中から投票しまして10案が決まり、またプラス2案を特別に入れまして12案ができました。この12案を私で10案に絞り込みました。これを基にしまして、来年の1月か2月くらいにグループインタビューを開催し、その結果を基にして業者から結果報告をいただき、取りまとめてまいりたいと思っております。それを基にして、また、検討材料といたしまして、平成28年度事業として公開プレゼンテーションだとか勉強会を開催していく予定でございます。以上です。

(議長)

ありがとうございました。続きまして「人にやさしい暮らしのまち部会」座長の田村委員からご報告をお願いいたします。

②人にやさしい暮らしのまち部会

(田村(勝)委員)

私から報告をさせていただきます。11月6日、17名の出席をもって部会を開催させていただきました。前々回から2班に分けてそれぞれの課題を検討してまいったわけでございますけれども、A班は前2回の内容を班長からまとめていただいて、それを叩き台として検討を重ねているところでございます。今のところ、まだ結論に至っておりません。そのことで13日、それと本日もこの会議が始まる前に1時間半ほど検討してまとめに入っているところでございます。

それから、B班でございますけれども、これは本題につきましては、A班の案がまとも次第、中央区の市民にどういう形で周知徹底を図っていくか、この方法を考えていくわけでございますけれども、そのほかに副題といたしまして、前回は説明申し上げましたけれども、区だよりに災害ワンポイントを掲載していったらどうかということで各委員から、そのワンポイントについて提案を頂いたところでございます。非常に多岐にわたった提案内容がございますし、また類似した内容もございますので、その辺を整理して、再度考え方を整理して提出をいただき、今、まとまっておりますので、次回それらを含めて成案としてまとめてまいりたいという状況になっております。以上でございます。

(議長)

ありがとうございました。続きまして「水辺とみなとのまち部会」座長の藤田委員からご報告をお願いいたします。

③水辺とみなとのまち部会

(藤田委員)

藤田です。報告をいたします。11月16日開催しました。会議の内容は大きく3つありました。一つは平成27年度事業予算及び平成28年度の事業予算の編成について事務局から考えを説明していただきました。二つ目、全国の開港150年祭等に事業調査を委託するコンサルタント会社の入札、決定を11月中に決めていただくことになりました。決まったようであります。3番目、予算編成の説明を受け、私、座長より平成27年度事業計画及び平成28年の提案事業計画について各事業別に年間作業スケジュール計画を提示し、委員より概ね了解をいただきました。これが総括的会議の内容です。

議題に沿って少し言いますと、コンサルタント会社と共同で全国5港の開港150年祭の事業調査を今年の12月から来年3月までの間にやりあげる。二つ目、北前船ゆかりの下町(しもまち)地域のコミュニティ協議会及びまちづくり団体との情報交換会、これは来年の1月下旬か2月の中旬にかけて開催する。これについては、グループ会議を11月26日に開いております。次に、3番目、仮称「親子で楽しい北前船物語」は、旧小澤家住宅での宿泊体験学習が難しくなったことから、来年3月までに企画内容の再構築、検討を行うということになりまして、第1回目を11月24日にグループ担当で会議を開いております。4番目、早川堀通りのつつじ祭りに参画するのを保留した代わりに、北前船時代の新たな街並みづくりの提言に沿い、歴史的建造物の保存、歴史的景観の保存に関して調査、研究を行うことにいたします。例えば、西大畑の白壁通りなどであります。これも企画、立案を平成27年度中に行い、来年5月か7月にかけて実施しますという計画です。このすべての提案事業のまとめを平成28年11月から平成29年1月の間にまとめて報告書にする。この一連の事業の報告の基本は、4年後の新潟の新潟開港150年記念事業に寄与できるように努力いたします。以上であります。

(議長)

ありがとうございました。

只今の各部会からの報告につきまして、何かご意見ご質問等ありますでしょうか。よろしいでしょうか。

(5) 委員からの報告について (資料 報5)

(議長)

それでは、次に報告「(5) 委員からの報告について」でございます。それでは、第2回鳥屋野潟環境対策検討委員会について、大坂委員からご報告をお願いいたします。

(大坂委員)

J A新潟市選出の大坂でございます。第2回鳥屋野潟環境対策検討委員会に出席いたしましたのでご報告いたします。資料報5でございます。10月9日、県庁で開催されました。出席者等は資料のとおりでございます。会議の内容につきましては、先ほど県の治水課からご説明のあったとおりですので、ここでの詳細な報告は

	<p>割愛させていただきますが、当日は新潟県庁の方から環境対策調査結果などの説明がありまして、鳥屋野潟環境対策検討委員会で検討した結果、環境対策検討（案）について妥当との結論に至りました。当日の資料につきましては、新潟県のホームページに掲載されておりますので、興味のある方はご覧いただければと思います。</p> <p>私からの報告は以上でございます。</p> <p>（議 長）</p> <p>ありがとうございました。只今のご報告につきまして、ご質問等ございますか。よろしいでしょうか。</p> <p>それでは、以上をもちまして、本日予定されておりました議事はすべて終了いたしました。これをもちまして、平成 27 年度第 8 回中央区自治協議会を閉会いたします。大変お疲れ様でございました。事務局から事務連絡をお願いいたします。</p> <p>（事務局）</p> <p>ありがとうございました。次回の開催日程についてご連絡を申し上げたいと思います。次回につきましては、12 月 18 日金曜日午後 3 時からということで開催をさせていただきます。会場はいつもどおり本日の講堂ということになります。よろしくをお願いいたします。皆さま、どうもお疲れ様でございました。</p> <p>4 その他</p> <p>5 閉会</p>
傍 聴 者	3 名
報 道 機 関	1 社